

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課

令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて  
(保険者等向け)

「令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて」（令和6年1月11日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課事務連絡。以後更新された場合には当該更新された直近のもの。以下「1月11日付事務連絡」という。（別添））により、保険医療機関等における一部負担金、保険外併用療養費又は訪問看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」という。）の支払いが困難な者の取扱いが示されたところですが、保険者等（市町村、国民健康保険組合及び後期高齢者広域連合をいう。以下同じ。）における一部負担金等の取扱いについては下記のとおりですので、特段のお取り計らいをお願いするとともに、貴管内保険者等に対する周知等よろしく願いいたします。

また、1月11日付事務連絡の別紙1又は別紙2に記載されていない保険者等であって、当該保険者等の被保険者に令和6年能登半島地震に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村に住所を有する被保険者がいるものにおかれては、当該被保険者の実情を踏まえ、保険医療機関等における一部負担金等の支払いの猶予及び免除を実施できないかご検討をお願いいたします。

記

- 1 1月11日付事務連絡に基づき、保険医療機関等において一部負担金等の支払いを猶予され、費用の10割を審査支払機関へ請求された診療報酬請求書に係る一部負担金については、国民健康保険にあっては「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて」（昭和34年3月30日付け保発第21号厚生省保険局長通知）、後期高齢者医療制度にあっては「一部負担金の減額、免除又は徴収猶予並びに徴収に関する処分の取扱いについて」（平成20年3月24日付け保総発第0324005号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）にかかわらず、被保険者からの申請を待つことなく保険者等の判断により、免除することができることとする。
- 2 1に基づく一部負担金等の免除額については、保険者等（市町村及び後期高齢者医療広域連合に限る。）への特別調整交付金による財政支援を行う予定であること。
- 3 なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費（保険外併用療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。）に係る標準負担額の取扱いについては、現行どおりであること。